

福 知 山 都 市 計 画

都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

平成 1 6 年 5 月

京 都 府

《目 次》

1	都市計画の目標	・ ・ ・ ・ 1
2	区域区分の有無及び方針	・ ・ ・ ・ 3
3	土地利用の方針	・ ・ ・ ・ 4
4	都市施設の方針	・ ・ ・ ・ 7
5	市街地開発事業の方針	・ ・ ・ 1 1
6	自然環境の整備又は保全に関する方針	・ ・ ・ 1 2

付 図

1 都市計画の目標

(1) 都市づくりの基本理念

本区域は、由良川が貫流する福知山盆地の中央に位置し、古くから京阪神と山陰・丹後地域を結ぶ交通の要衝として恵まれた立地条件を基盤に、広域的には北近畿における運輸・通信・産業・経済等の業務・商業機能の中心的な役割を担う緑豊かな田園都市として発展してきた。

近年、近畿自動車道敦賀線等の広域交通網の整備やＪＲ山陰本線等の福知山駅を中心とした連続立体交差事業と一体となった市街地の都市基盤整備が進められ、産業・情報の都市機能の強化、流通・商業機能の一層の集積などを図ることにより、北近畿の広域的な拠点都市として、立地特性を活かした都市づくりが期待される。

将来の都市づくりにおいては環日本海時代の北近畿交流都市圏の中核都市として、農業的土地利用との整合を図り計画的・合理的な土地利用の実現と効果的な都市基盤整備により秩序ある都市の形成を進めるとともに、次の基本理念に基づき都市づくりを図る。

広域交通網の整備を活かした産業基盤のある自立した都市づくり

他都市地域との広域的な連携と交流を推進する都市づくり

都市基盤等これまでに培ってきた成果を活かした都市づくり

公共交通機関を活かして、都市の中心性を高め、機能的な都市活動ができるコンパクトな都市づくり

中心市街地の賑わいと活力基盤のある都市づくり

だれもが安心・安全で健やかに暮らすことができる良好な住宅・住環境のある都市づくり

地域特性や地域資源を活かした個性のある都市づくり

環境への負荷の低減を図る環境にやさしい都市づくり

情報化、国際化の進展に対応できる交流拠点の都市づくり

住民、民間、行政等の協働による魅力ある地域社会を実現する都市づくり

自然及び歴史的環境の保全・活用や美しい景観のある都市づくり

(2) 区域の将来像

本区域は、由良川、土師川沿川に平地部が広がり、ＪＲ山陰本線等の駅周辺を中心とした市街地と周辺部の農地により形成され、その周囲を緑豊かな山々に取り囲まれている。

近年では、広域交通網の整備や土地区画整理事業、長田野工業団地の操業等による積極的な産業・経済基盤の強化が図られてきたところである。

一方、少子高齢化及びモータリゼーションの進展等による社会構造や産業構造の変化に伴う対応も必要とされており、特に、低迷傾向にある既存商店街等を有する駅周辺においては、魅力的で活力のある商業・業務機能の拠点を形成するため、引き続き市街地内の低未利用地を活用した都市基盤整備が必要である。さらに、区域の重要な課題である由良川などの治水対策の促進や密集市街地における公共施設整備等の防災対策を推進することにより、安心して安全な人にやさしいまちづくりを進める必要がある。

本区域の地域特性を踏まえ、将来像を次のとおりとする。

魅力ある業務・商業の拠点都市

近畿自動車道敦賀線等の道路交通網の利便性及び駅周辺の連続立体交差事業や市街地開発事業などの整備効果を活かし、土地の有効・合理的利用による商業・業務機能のさらなる集積により魅力ある商業・業務拠点のある都市の再生を目指す。

地域資源を活かした活力のある都市

これまでに培ってきた長田野工業団地などの産業機能、拠点都市としての業務機能及び大学等高等教育機能などの地域資源を活かし、産・学・官の連携や異業種交流を促進し、地域経済の活力を創出する産業拠点都市を目指す。

安心・安全で災害に強い都市

由良川改修などの治水対策の整備と内水対策、土砂災害対策等を積極的に進めるとともに、都市災害を防止するための道路、公園及び下水道等の都市基盤の改善などの総合的な防災対策を推進することによりだれもが安心・安全に暮らせる都市づくりを目指す。

2 区域区分の有無及び方針

(1) 区域区分の有無

本都市計画区域に区域区分を定める。なお、その理由は次のとおり。

- ・ 今後は人口の著しい増加は予想されないが、世帯数及び産業出荷額等の増加が予想されるとき、市街地内においては市街地開発事業等が実施あるいは予定されていることから、市街地拡大圧力が高いと判断される。
- ・ 今後とも、市街地内において、良好な住環境形成に資する都市基盤施設の整備を重点的かつ効率的に行うことが必要である。
- ・ 本区域の市街地を取り囲む自然環境は、貴重な緑の資源であり、また、独特の風致景観を形成しており、無秩序な開発を抑制する土地利用の適正な規制による保全が必要である。

(2) 区域区分の方針

おおむねの人口

本区域の将来におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。

区 分	平成12年	平成27年
都市計画区域内人口	61.2千人	おおむね61.5千人
市街化区域内人口	47.2千人	おおむね48.7千人

*市街化区域内人口は、保留された人口を含む。

産業の規模

本区域の将来における産業の規模を次のとおり想定する。

		平成12年	平成27年
生産規模	工業出荷額	2,136億円	2,548億円
	卸小売販売額	2,666億円	2,853億円
就業構造	第1次産業	2.1千人(6.7%)	1.2千人(4.1%)
	第2次産業	10.6千人(33.5%)	10.3千人(35.0%)
	第3次産業	18.9千人(59.8%)	17.9千人(60.9%)

市街地の規模

本区域における人口及び産業の見通しに基づき、かつ市街化区域の現況及び動向を勘案し、市街化区域のおおむねの規模を次のとおり想定する。

年 次	平成27年
市街化区域面積	1,900ha

*市街地の規模には保留人口フレームに相当する面積は含まない。

3 土地利用の方針

(1) 主要用途の配置の方針

業務地（官公庁施設）

福知山市役所周辺地区及び福知山駅周辺地区を本区域における中心業務地として、官公庁施設及び一般業務施設の配置を図る。

商業地

福知山駅北を中心とした商業地等の既存都心地区及び新町・広小路等を中心とした古くからの商店街を中心商業地として広域商業機能の充実を図るとともに、福知山駅南地区についても商業地の配置を図る。

また、石原駅周辺及びかしの木台地区に、周辺住宅地の日常的な商業需要に対応するための中心的な商業地の配置を図る。

工業地

長田野工業団地は、その周辺に緩衝緑地・都市計画公園等が配置されており、工業専用地域として付近の自然環境を保全しつつ、活力ある生産活動の促進を図る。

また、土師北地区は土地区画整理事業により基盤整備を図り、公害の防止及び生産環境の保全に努めつつ、工業地の配置を図る。

住宅地

既成市街地においては、岡・堀地区、篠尾地区、和久市・厚地区、土師地区、前田地区、石原地区、猪崎地区及び長田野工業団地周辺に住宅地の配置を図る。また、市街化進行地域の福知山駅南丘陵地区、かしの木台地区等にも住宅地の配置を図る。

(2) 市街地における建築物の密度構成に関する方針

用途 \ 区域	高密度利用を図るべき区域	低密度利用を図るべき区域
業務地	福知山市役所周辺 福知山駅周辺	
商業地	福知山駅南・駅北 新町・広小路・アオイ通り	石原駅周辺 かしの木台
工業地		長田野、荒河、土師北 長田・多保市、福知山駅周辺西
住宅地		福知山駅南丘陵 長田野工業団地周辺 岡・堀、篠尾、和久市・厚 土師、前田、石原 かしの木台周辺、猪崎

(3) 市街地における住宅建設の方針

すべての世帯がそれぞれの家族構成、所得、居住地に応じた適正な水準の住宅を適正な負担で、良好な住環境の中に確保できるようにすることを基本として、豊かさを実感できる地域社

会の実現を図る。そのため、市街化の熟度に応じた地域の課題を明らかにした上で、住宅マスタープラン等に基づき地域の特性を活かし、既存の住宅ストックの適正な活用も図りながら、安心して暮らせるまちづくり、住宅・住環境づくりを推進する。

また、少子化が進む一方で高齢化社会を迎え、各世代がそれぞれに持つ多様な住宅に関する要求に応えるため、住宅政策のみならず、福祉・医療・安全等、総合的な視点からのまちづくりを推進し、高齢者はもとより若者や中堅勤労者等多様な世代による良好な地域コミュニティの実現を目指した、多世代都市居住のまちづくりの展開を図る。

なお、既成市街地においては、その整序を進めながら定住性の高い良好な住宅市街地の再生を推進する。

区分	住区分の考え方	主な地区	整備方針
既成市街地	小学校区等日常生活圏を単位とする。	福知山市役所周辺 福知山駅周辺 福知山駅前 新町・広小路 岡・堀 篠尾 和久市・厚 土師 前田 石原 長田野工業団地周辺	新町・広小路等の古くからの商店街及び駅前を中心とした商業地並びにそれに隣接する地域は、都市計画道路等の都市施設の整備を図り、市街地の核として発展させる。 福知山駅を中心とする駅周辺地域は、福知山駅周辺地域整備構想に基づき、連続立体交差事業、駅南及び駅周辺の土地区画整理事業や駅北地区の市街地再開発事業を積極的に推進し、都市機能が充実した、まとまりのある市街地形成を図る。
市進街行化地域		福知山駅南丘陵 荒河、岩井 かしの木台 長田・多保市	土地区画整理事業により基盤整備済地区について、地区計画等の活用により、建築物の適切な規制・誘導を図る。
新市街地		土師北 旗竿山周辺 かしの木台周辺 篠尾正明寺	土地区画整理事業等により、基盤整備を行い、公共施設の整備を推進する。 また、地区計画等の活用により、良好な市街地環境の形成を図る。

(4) 特に配慮すべき市街地の土地利用方針

高度利用に関する方針

福知山駅周辺地域（駅南地区・駅北地区・駅付近）の商業業務地区において、連続立体交差事業、土地区画整理事業及び市街地再開発事業により、土地の高度利用の推進を図る。

用途転換及び用途純化又は用途の複合化に関する方針

福知山駅周辺地域等については、駅南地区の土地区画整理事業による土地利用の大幅な変更に対応するため、適正な用途転換を図る。

また、既成市街地内の住工混在地区について、工場の適正配置を誘導し、居住環境の改善

を図る。

都市活動の増進のために、商業・業務機能が集積する駅周辺地区においては、まちづくり等の計画に応じて、居住や交流機能などの用途の複合化を図る。

居住環境の改善又は維持に関する方針

木造建物が密集し、公共施設の整備が必要な地区については、道路・公園等の整備を推進し、防災性能の向上をはじめとする居住環境の改善を図る。

また、防犯機能の向上のため、地区計画の活用や都市基盤整備により、地域コミュニティの維持・形成に配慮した空間改善に努める。

市街化区域内の緑地又は都市の風致の維持に関する方針

市街地内における歴史遺産の周辺は、自然環境と一体となった歴史的景観を形成しており、地域制緑地の指定等によりこれらの保全を検討する。

また、長田野工業団地等の周辺においては、緩衝緑地の配置により、開発区域内外の住環境の保全を図る。

(5) 市街化調整区域の土地利用の方針

良好な農地として保全すべき区域

由良川、土師川、牧川及び和久川の流域には、農用地が広がっており、これらの大部分は農業振興地域に指定され、種々の農業投資が行われてきている。

これらの集団的農用地は大部分では、農業基盤整備が行われており、今後とも優良農用地として保全に努め、農業の振興を図る。

災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

市街地南部の丘陵地一帯は、保水機能を有する緑地として、防災的見地からその保全に努める。

自然環境形成上保全すべき区域

長安寺公園周辺地区、平和公園から堀山に至る地区及び三段池公園から醍醐寺に至る地区等、市街地を取り囲むように位置し、古くから住民に親しまれてきた緑地空間や史跡周辺、さらに、市街地周辺を貫流する由良川をはじめとする河川・池沼の水辺は、都市環境上極めて良好な風致・景観を備えており、積極的にその保全に努める。

また、地域森林計画対象森林は、適正な保全に努める。

秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

岩井地区については、農林漁業等との調和を図りつつ、商業・業務地として計画的な市街地整備の見通しが明らかになった時点において、市街化区域に編入する。

また、既存集落の活力維持、回復のため、少子高齢化の進行などにより地域コミュニティの維持・形成が課題となっている既存集落においては、農林漁業との調整・連携を図り、周辺環境に配慮した適切な土地利用を図る。

4 都市施設の方針

(1) 交通施設

基本方針

魅力ある業務・商業の拠点都市の再生を目指し、近畿自動車道敦賀線等の利用により、京阪神都市圏との交流を図るとともに、駅周辺の都市機能の向上を図るため連続立体交差事業や地域内幹線道路としての(都)寺町岡篠尾線等の早期整備を進める。

地域資源を活かした活力ある都市を目指して、産業拠点へのアクセス道路として(都)石原長田野線等の整備や鉄道駅等と各拠点施設との歩行者、自転車のネットワークの強化を図る。

安心、安全で災害に強い都市を目指し、交通結節点である駅前広場等の整備を進めるとともに、既存道路機能を最大限に発揮し、安全で快適な道路空間を創出する。

また、道路の整備に当たっては、道路が優れた都市景観の形成や地域の防災性の向上に果たす役割についても十分に配慮するとともに、ユニバーサルデザインに配慮し、高齢者や障害のある人にとっても安心して快適に過ごせるまちづくりを目指す。

整備水準の目標

ア 道路

都市計画道路のうち市街化区域内の幹線街路(63.1km)について、
現況(平成12年) 整備済み延長 31.3km 整備率 50%であるが、
平成27年には、約60%を目標に整備を進める。

幹線街路の整備目標

	平成12年実績	平成27年整備目標
整備率	50%	約60%

整備方針

ア 道路

幹線道路としては、近畿自動車道敦賀線、府道舞鶴福知山線、(都)厚水内線、(都)正明寺荒河線、(都)寺町岡篠尾線、(都)福知山中央線、(都)前田岩間線、(都)福知山綾部線等の整備を進める。

交通結節点である駅前広場については、福知山駅、石原駅において整備を進める。

鉄道による南北地域の分断を解消し、交通の円滑化を図るため、福知山駅付近連続立体交差事業の整備を図る。

イ 鉄道

JR福知山線(篠山口以北)の複線化の促進及び北近畿タンゴ鉄道の施設の近代化の促進を図る。

主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業(施行中のものを含む。)は、次のとおりとする。

ア 道路

事業名	路線名
道路事業 又は 街路事業	近畿自動車道敦賀線、府道舞鶴福知山線、(都)厚水内線、(都)正明寺荒河線、(都)寺町岡篠尾線、(都)福知山中央線、(都)福知山綾部線、(都)多保市正明寺線、(都)石原停車場線、(都)駅南東西線、(都)栄町陵北線

(都)：都市計画道路を表す。

イ 鉄道

事業名	路線名	備考
福知山駅付	J R山陰本線	
近連続立体	J R福知山線	
交差事業な	J R電車基地通路線	
ど	北近畿タンゴ鉄道宮福線	

ウ 駅前広場

箇所名
J R福知山駅、石原駅

(2) 下水道

基本方針

長期的視点から計画的な整備を行う必要があり、また、計画調整や地域社会の合意形成を図るため、積極的に都市計画に位置付けることを基本とする。

本区域においては生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図る観点から、福知山市公共下水道計画に基づき下水道の整備を図る。

また、市街化により雨水浸水が著しい地域においては、緊急都市内浸水対策事業の促進を図る。

さらに、雨天時に未処理の下水が放流される等の公衆衛生上の問題に対応するため、合流式下水道の改善による下水処理の質的向上を図るとともに、老朽化した管渠や処理施設等の計画的な更新・改築を図る。

なお、汚水処理施設を効率的に整備するため、集落排水施設や浄化槽による整備との調整を図り、最適な整備手法を選定する。

整備水準の目標

排水区域約2,445ha、計画汚水量約107,230m³/日(日最大)を目途に整備を進め、合流式下水道の改善により、生活環境の向上と公共用水域の水質保全を図る。

また、市街化により雨水浸水が著しい地域約127haにおいては、貯留量約7,300m³の流下貯留管による緊急都市内浸水対策事業の促進を図る。

汚水処理に係る整備目標

	平成12年実績	平成27年整備目標
普及率	89%	100%

普及率：下水道整備区域内行政人口に対する同区域内の処理人口の比率

整備方針

ア 公共下水道の計画処理区域内の早期整備を目指す。また、中部系統地区においては、水質保全のため、合流式下水道の改善を図るとともに、老朽施設の更新・改築を図る。

イ 駅前など市街化地域の緊急都市内浸水対策事業について、継続して整備に努める。

主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業(施行中のものを含む。)は、次のとおりとする。

種 別	事 業 名	事 業 箇 所	
下水道 (汚水)	公共下水道事業 特定環境保全公共下水道事業	福知山市	福知山処理区 福知山処理区(牧川系統)
下水道 (雨水)	公共下水道事業 (緊急都市内浸水対策事業)	福知山市	福知山処理区
下水道 (合流式)	公共下水道事業 (合流式下水道緊急改善事業)	福知山市	福知山処理区(中部系統)

(3) 河川

基本方針

災害に強く環境に配慮した地域づくりを進める観点から、既存市街地の浸水防止を基本に、都市化の進展に対応した治水施設の整備を進める。具体的には、流域の土地利用の動向や関連河川の整備状況を勘案して、河川流域が本来有している保水・遊水機能の維持・確保を積極的に図るとともに、河川の改修等のハード対策及び情報伝達等のソフト対策の両面での総合的な治水対策を河川整備計画等に基づき進める。併せて、河川環境の整備と保全に努める。

整備水準の目標

当面、時間雨量50mm相当の降雨に対する治水上の安全を確保することを目標に、都市部の重要な河川を中心に河川改修に合わせた流出抑制対策を講じ総合的な治水対策を進める。

ただし、由良川直轄区間では、昭和57年8月の台風10号規模の降雨に対して災害発生の防止や軽減を図ることを目標としている。

河川の整備方針

本区域の河川は由良川水系に属し、土師川、和久川、牧川、大谷川、弘法川等が流入している。これらの河川については、暫定改修が完了した土師川を除き、現在改修中、若しくは未整備の状況である。今後市街地の整備に伴い、雨水流出量は増大するものと予測される。

このため、河川改修については河道整備の促進を図るとともに、流域において流出量の抑制策を図る。由良川の整備、牧川、和久川等の改修整備を促進する。

また、併せて河川環境の整備と保全を図る。

主要な施設の整備目標

おおむね10年以内実施することを予定する主要な事業(施行中のものを含む。)は、次のとおりとする。

種 別	事 業 名	事 業 箇 所
河 川	河川改修事業	一級河川 由良川、和久川、牧川

(4) その他の都市施設

基本方針

自然と共生する人にやさしい都市づくりをめざし、都市機能の円滑な整備と自然・生活環境の保全・整備を図る。

総量規制的発想による、ごみの発生抑制や再使用、再利用を推進するとともに、新たな環

境課題に対して効率的で適正な処理を進める必要がある。

また、高齢化社会にも対応した誰もが安全で安心できる住み良いまちづくりをめざし、教育文化・保健医療・福祉施設を適正に配置する。

整備方針

ア ごみ処理施設

拠点施設となるリサイクルプラザを中心に新たなゴミ減量化や分別収集、リサイクルを進め啓発機能施設の設置により市民参加による効率的な再資源化を推進する。

イ 福祉・教育施設

基幹的総合病院の改築を進め、救急医療体制、高度医療化、医療環境の改善を進めるとともに、災害時にも強い生活関連公共公益施設の整備を進める。また、少子高齢化や社会情勢に対応した人にやさしい公営住宅、福祉施設等の整備や教育施設のあり方、生涯学習に対応した教育施設の多目的利用を検討する。

5 市街地開発事業の方針

(1) 基本方針

本区域は、京都府北部地域の中核都市の中心として、市街地外沿部及び幹線道路沿いにおける、住宅・商業・工業の開発圧力が依然として高いことから、計画的な都市としての整備・誘導によりその無秩序な市街地の防止に努める。

特に、鉄道駅周辺の都市機能の集約化や交通結節点としての機能強化を図るため、連続立体交差事業及び周辺の土地区画整理事業の着実な進捗を図り、都市機能を向上させる。

また、空洞化の進む中心市街地において、公共施設の整備や地区計画の活用により、安心して安全な市街地への更新を促進することと合わせ、個性的なまちづくりを推進することにより、鉄道駅周辺と連携した市街地の活性化を推進する。

さらに、市街地における低未利用地等についても、土地区画整理事業等の面的整備事業や地区計画等を活用した土地の有効利用により良好な住宅地の形成を誘導する。

(2) 整備方針

市街化進行地域・新市街地

既成市街地の周辺でまとまった未利用地等で、公共施設の整備が必要な地区については、土地区画整理事業等を推進するほか、既に計画的な市街地整備が進められている地域とともに、地区計画等の活用により良好な市街地の形成を図る。

既成市街地

JR福知山駅等における連続立体交差事業・土地区画整理事業等による都市基盤の整備進捗と合わせ、都市機能の集約化と土地利用の合理的で健全な高度利用を図るとともに、国道9号沿線についても適正な土地利用計画に基づいた用途の転換を図るべく、旧市街地との有機的な連携により適切な都市機能の分担を進める。

また、高度経済成長期にスプロール的に開発された地域や、木造老朽住宅が密集している地域について、建物の更新及び道路、公園等の公共施設の整備について地区計画や土地区画整理事業等の面的整備事業により、都市基盤施設の整備等による緑のオープンスペースを備えた、安全で安心な住環境を保全・整備するための都市の再構築を図る。

さらに、市街地における低未利用地について、住宅地の需要動向を勘察し、土地区画整理事業等の面的整備事業により良質な住宅ストックの形成と質の高い都市居住環境整備を図る。

(3) 市街地整備の目標

おおむね10年以内に実施することを予定する主要な事業（施行中のものを含む。）は、次のとおりとする。

事業名	地区名
土地区画整理事業等	石原地区、長田野工業団地周辺丘陵部地区、篠尾正明寺地区、土師北地区、福知山駅北地区、福知山駅周辺地区

6 自然環境の整備又は保全に関する方針

(1) 基本方針

水辺やみどりの空間は、自然とのふれあいや日頃の休養や運動、広域的な保養やハイキング等の場となるレクリエーションの機能、優れた自然環境やうまいのある都市環境を形成する環境保全の機能、そして、地域を特徴づける風景や歴史的な景観を形成する景観形成の機能、また、災害時の被害の緩和や避難地、防災活動の拠点としての防災の機能等様々な役割を担っている。

このような水とみどりの役割を基本としながら、古い歴史を有する京都独自の文化の継承と発展につながる水とみどり、京都らしい風景を生み出す水とみどりの保全と創出にも留意し、また、地球環境問題や少子化・高齢化問題への対応といった視点も踏まえ、次の5つの観点に基づき、水とみどりの保全と創出によるうまいあるまちづくりを目指す。

- ・ ころとからだをはぐくむみどりの保全と創出
- ・ やすらぎとうまいを感じるみどりの保全と創出
- ・ いきものを守り育てるみどりの保全と創出
- ・ 暮らしを守るみどりの保全と創出
- ・ 京都らしさを感じるみどりの保全と創出

特に地域特性を考慮し、「由良川等の快適な親水空間の創出と、北近畿の中核都市としてのみどり豊かな都市景観の形成」を目指して水とみどりの施策を推進する。

緑地の確保目標面積

緑地の確保目標面積 (平成27年)	将来市街化区域面積に対する割合		都市計画区域面積に対する割合	
	緑地確保目標面積	割合	緑地確保目標面積	割合
	約210ha	約11%	約9,970ha	約75%

都市公園等の施設として整備すべき緑地の確保目標水準

	平成12年実績	平成27年整備目標
都市計画区域人口	約24.2㎡/人	約64.1㎡/人
1人当たり整備面積	(約22.9㎡/人)	(約62.6㎡/人)

* () は都市公園法で規定する都市公園

(2) 主要な緑地の配置方針

ア ころとからだをはぐくむみどりの保全と創出

身近な歩いていける範囲に、誰もが気軽に利用できる公園や遊歩道、水辺空間等の水とみどりの拠点をつくる。

市街地周辺の樹林地や水辺等、日常的に自然にふれあえる水とみどりを保全し、自然に親しめる施設の整備を進める。

スポーツやレクリエーション等の余暇活動の拠点となる総合公園等を整備する。

長距離自然歩道等の自然歩道のネットワークを形成する。

イ やすらぎとうまいを感じるみどりの保全と創出

うるおいのある風景を形成する森林や河川等水とみどりの自然景観を保全する。

市街地周辺の里山や遺跡等と一体となって歴史的景観を形成する樹林地等、市街地の背景となるみどりを保全する。

鎮守の森や名木、巨樹等、都市のランドマークとなるみどりを保全する。

都市の景観の重要な構成要素となるターミナル周辺や大規模な公共施設等において緑化を推進し、みどりのシンボルを形成する。

公園や水辺空間の整備、道路や学校等の公共公益施設の緑化に加え、生け垣の設置、屋上緑化等民有地の緑化を進め、みどり豊かなうるおいのある都市景観を形成する。

ウ いきものを守り育てるみどりの保全と創出

水とみどりの骨格となる、森林、河川等、多様な自然環境の保全を図る。

貴重な動植物の生息・生育環境を保全する。

市街地周辺の里山等の樹林地、河川やため池等の水辺、農地等、多様な生物をはぐくむ自然環境を保全する。

市街地内においても、水辺や公園等のオープンスペースを活用し、多様な生物の生息空間を創出する。

森林、公園、ため池、河川空間等の連携により、野生生物の移動ルート等となる自然生態系ネットワークを形成する。

エ 暮らしを守るみどりの保全と創出

地域防災計画との整合を図りながら、地震災害時の避難地や防災活動拠点となる公園、延焼防止帯や避難路となる緑地等を整備する。

公共公益施設の緑化や住宅地や業務地等民有地の緑化を進め、みどりやオープンスペースの特性を活かした災害に強いまちづくりを進める。

市街地、集落周辺の急斜面の樹林地等みどりの保全を図る。

市街地内の河川、樹林地や市街地周辺の里山、河畔林等、都市気象の緩和に資する水とみどりを保全する。

工業団地周辺の緩衝緑地帯や高速道路、鉄道沿線の環境緑地帯等、都市の環境を改善するみどりの保全と創出を進める。

オ 京都らしさを感じるみどりの保全と創出

指定・登録文化財をはじめとする豊かな歴史・文化遺産と一体をなすみどりや、京都の自然200選等の京都を代表する自然環境を保全する。

清流や河畔、まちの背景を構成する山並みや里山等、京都らしい景観を形成する水とみどりを保全する。

新たなまちづくりにおいても、地域の歴史、文化や自然景観に配慮し、それぞれの地域の個性的な水とみどりの景観を創出する。

(3) 実現のための具体的都市計画制度の方針

人と水とみどりの共生する環境を実現するため、次の4つの方向から、骨格となるみどりの保全と活用を図り、自然環境や歴史資源、都市化の状況に応じた水とみどりの保全と創出を目指す。

- ・都市公園や水辺の整備を促進する。
- ・自然環境、自然景観を保全する。
- ・都市の緑化を推進する。
- ・水と緑のネットワークを形成する。

公園緑地の配置方針の概要

種類	種別	配置方針の概要
住区基幹公園	街区公園	街区内に居住する者が容易に利用できるように約6haの整備を図る。
	近隣公園	近隣に居住する者が容易に利用できるように、約5haの整備を図る。
	地区公園	徒歩圏内に居住する者が容易に利用できるように整備を図る。
都市基幹公園	総合公園	既存の市ノ谷公園に加え、現在整備中の三段池公園の整備促進を図り、約90haを配置する。
	運動公園	既存の長田野公園について、必要に応じて、施設内容の充実を図る。
特殊公園	風致公園	既存の平和公園、長安寺公園の保全を図る。
	歴史公園	現在整備中の福知山城公園の整備促進を図る。
緑地		既存の長田野工業団地周辺の緩衝緑地を引き続き保全するほか、由良川、土師川の河川敷を緑地として位置付け、整備を図る。

地域制緑地の指定方針の概要

地区の種別	指定方針の概要
緑地保全地区	市街地内及びその周辺に位置する愛宕山や御霊神社等の樹林地は、優れた自然環境を有するとともに、都市のランドマークともなっており、緑地保全地区の指定による保全を検討する。
風致地区	市街地に隣接する篠尾山丘陵や堀山一帯の樹林地は、良好な自然環境を有するとともに、都市の外郭を形成しており、風致地区の指定による保全を検討する。

(4) 主要な緑地の確保目標

今後おおむね10年以内に決定することを予定する地域地区及び整備することを予定する公園等は、次のとおりとする。

	種別	名称等
施設緑地	都市基幹公園	三段池公園
	その他の公園	福知山城公園